

改正

平成一七年六月条例第三九号

平成二六年 三月二〇日条例第二二号

平成三一年 三月二九日条例第二三号

江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区立ホテルシーサイド江戸川（以下「ホテルシーサイド」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 江戸川区を訪れた者がその特色を十分満喫するとともに、江戸川区民の健康で文化的な生活に寄与するため、ホテルシーサイドを次のとおり設置する。

名称	位置
----	----

ホテルシーサイド江戸川	江戸川区臨海町六丁目二番二号
-------------	----------------

一部改正〔平成三一年条例二三号〕

(事業)

第三条 ホテルシーサイドは、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 ホテルシーサイドの利用に関すること。
- 二 前号に定めるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に関すること。

一部改正〔平成三一年条例二三号〕

(利用承認)

第四条 ホテルシーサイドを利用しようとする者は、第十二条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

全部改正〔平成一七年条例三九号〕

(利用料金)

第五条 ホテルシーサイドの利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表に定める

額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

全部改正〔平成一七条例三九号〕

（利用料金の納付）

第六条 第四条の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の終了時に前条に規定する利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が区長の承認を得て定める方法による場合にあっては、この限りでない。

2 利用者は、利用の承認を受けた事項の変更をし、又は利用の取消しをしようとする場合は、指定管理者が区長の承認を得て定める額を納付しなければならない。

追加〔平成一七条例三九号〕、一部改正〔平成三一年条例二三号〕

（利用料金の不還付）

第七条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

- 一 利用者の責任によらない理由によって利用することができないとき。
- 二 利用の取消しの申出があった場合で、相当の理由があると認められるとき。
- 三 その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

一部改正〔平成一七条例三九号・三一年二三号〕

（利用権の譲渡等の禁止）

第八条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一七条例三九号〕

（利用承認の取消し等）

第九条 指定管理者は、ホテルシーサイドの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 利用の目的に違反したとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく江戸川区規則（以下「規則」という。）その他の規程に違反したとき。
- 四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一七条例三九号・三一年二三号〕

（損害賠償の義務）

第十条 利用者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければ

ならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例三九号・三一年二三号〕

（利用時間等）

第十一条 ホテルシーサイドの利用時間及び休業日は、規則で定める。

追加〔平成一七年条例三九号〕

（ホテルシーサイドの管理）

第十二条 ホテルシーサイドの管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一七年条例三九号〕

（指定管理者が行う業務）

第十三条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他ホテルシーサイドの運営に関すること。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- 三 飲食等宿泊に伴うサービスの提供に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

追加〔平成一七年条例三九号〕、一部改正〔平成三一年条例二三号〕

（指定管理者の指定等）

第十四条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、ホテルシーサイドの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一七年条例三九号〕

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例三九号〕

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成元年十二月規則第六十九号で、同元年十二月十一日から施行）

付 則（平成一七年六月二四日条例第三九号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十条の次に四条を加える改正規定（第十四条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第二二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則（平成三一年三月二九日条例第二三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表（第五条関係）

区分		利用料金	利用単位
客室	一般	二〇、九五〇円	一泊一人当たり
	子ども	九、九五〇円	
バンケットルーム		三、七七〇円	一部屋三時間当たり

備考

- 一 一般とは中学生以上の者をいい、子どもとは四歳以上中学生未満の者をいう。
- 二 四歳未満の者の利用料金は、無料とする。ただし、寝具を利用する場合は、子ども扱いとする。
- 三 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合は、利用時間を延長して利用すること

ができる。この場合の利用料金は、客室にあっては一人一時間当たり二、一〇〇円、バンケットルームにあっては一部屋一時間当たり一、五七〇円を上限とした額とする。

四 利用料金には、飲食料金は含まない。

全部改正〔平成三一年条例二三号〕